

1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会 (IASB) の月次会議における討議内容に基づき、IFRSをめぐる最新の動向を伝えることを目的としています。本稿では、IASBにおける動的リスク管理 (DRM : Dynamic risk management) に関する最近の検討状況として、2022年11月から2023年7月までに開催されたIASB会議における議論の概要を取り上げます。なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であることをあらかじめお断りします。

2. 背景

IASBは、オープン・ポートフォリオや純額での動的リスク管理に対して、現行のIFRS第9号「金融商品」におけるヘッジ会計の要求事項を適用することの困難さを認識しており、次表の用語を用いて、銀行の金利リスクに対する動的リスク管理に関する会計処理を議論しています。

用語	内容
現在の正味オープン・リスク・ポジション (CNOP: Current net open risk position)	金融資産・負債 (コア要求払預金を含む) 及び将来取引の契約又は予想キャッシュ・フローから生じる期間バケットごとの金利リスク・ポジション
目標プロファイル (TP: Target profile)	企業のリスク管理戦略に整合的であって、CNOPが変動可能な範囲 (リスク限度)
リスク軽減の意図 (RMI: Risk mitigation intention)	デリバティブの使用によりCNOPを軽減する企業の意図の程度
ベンチマーク・デリバティブ (BD: Benchmark derivatives)	RMIを表す理論的なデリバティブ
指定デリバティブ (DD: Designated derivatives)	企業のリスク管理戦略を実行するために企業外部の相手方と取引したデリバティブ

IASBは、2022年5月に、上表の用語に基づき、IFRS第9号における公正価値ヘッジやキャッシュ・フロー・ヘッジと異なる、次の事項を要求するDRMモデルの会計処理を暫定的に決定しています。

- ①DDを財政状態計算書において公正価値で測定

②DRM調整(DRM adjustment)を財政状態計算書において次のいずれか低い方(絶対額)で認識

(i)DDについてのDRMモデル開始時からの利得・損失累計額

(ii)金利改定リスクに起因するRMIの公正価値(代用としてBDの公正価値)についてのDRMモデル開始時からの変動累計額

③DDからの正味の利得・損失とDRM調整の変動額を純損益に認識(①と②の両方の影響が純損益で相殺されるが、DDの変動累計額(②(i))がBDの変動累計額(②(ii))を超える場合、オーバーヘッジとして不一致による純損益が生じる)

IASBは、2022年7月に検討すべきトピックを整理したプロジェクト計画を策定し、2022年11月以降、当該計画で識別されたトピックについて審議を継続しています。なお、DRMモデルに係るこれまでの主な暫定的な決定などについては、本連載の第145回(No.3572)をご覧ください。

3. 2022年11月開催のIASB会議

(1) 資本の管理

IASBは、企業の資本をCNOFに含めることの適格性について議論しました。動的リスク管理においては、コア要求払預金のように、資本を固定金利負債とみなす実務がありますが、会計上のDRMモデルにおいては、資本はCNOFに適格でないと暫定的に決定しました。

(2) 指定された資産と負債の名目額の一致

IASBは、2022年5月に暫定的に決定したDRMモデルとは異なる会計処理を前提として、対象となる資産と負債の名目額の一致を要求することを暫定的に決定していました。そこで、DRMモデルの会計処理を前提として、当該要求を維持する必要性について議論しました。議論の結果、IASBは、(1)のとおり資本をCNOFに適格としないなどの理由から、CNOFに含まれる資産と負債の名目額の一致は要求しないことを暫定的に決定しました。

4. 2023年2月開催のIASB会議

(1) 現在の正味オープン・リスク・ポジションの適格項目

IASBは、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産(FVOCI)と純損益を通じて公正価値で測定する金融資産(FVPL)をCNOFに含めることの適格性について議論しました。議論の結果、将来の正味金利収益及び公正価値の変動性に対するFVOCIのエクスポージャーが償却原価で測定する金融資産と同様であることを踏まえ、FVOCIはCNOFに適格としましたが、FVPLは適格でないと暫定的に決定しました。

(2) 実績評価及び予想外の変動

IASBは、DRMモデルにおける実績評価の精緻化の必要性について議論しました。DRMモデルでは、企業の予想に基づく期限前償還やコア要求払預金のキャッシュ・フローが織り込まれるため、事後的に予想外のキャッシュ・フローの変動が生じる可能性があります。

この点、IASBは、財務諸表利用者に対する情報の有用性を考慮して、CNOFのうちRMIにより軽減されない残余のリスク・ポジションがTPの範囲内であるかといった遡及的な評価は要求しないことを暫定的に決定しました。ただし、DRM評価期間末日現在のCNOFが(DRM調整で表される)予想される便益を実現させることができるかについての将来に向かっての評価を要求することを暫定的に決定しました。

5. 2023年4月開催のIASB会議

(1) リスク軽減の意図及びベンチマーク・デリバティブの構築

IASBは、RMIの決定に関連して、管理対象リスク(Managed risk)の定義とBDの構築方法を議論し、次の事項を暫定的に決定しました。

- ・管理対象リスクは、企業のリスク管理戦略と統合的に管理している所定の金利リスクであり、企業が設定したリスク限度の対象となるリスクである。
- ・BDを構築する際には、期間バケットごとのRMIに基づき、BDの公正価値がゼロとなるように管理対象リスクの現在の市場レートに調整する。

また、以前のIASB会議における暫定的な決定について再検討し、次の事項を再確認しました。

- ・RMIは、企業外部の相手方に移転された期間バケットごとの金利リスクの実際の金額により裏付けられる。
- ・将来に向かっての評価にあたり、軽減するリスクの期間バケットは企業のリスク管理戦略と一致する。

これらの暫定的な決定に基づくと、RMIの変動額を算定、ひいてはDRM調整の金額を算定するために用いられるBDは、企業外部の相手方とのデリバティブに対する紐付けなしに内部デリバティブを基礎とすることは認められず、また当初指定時の公正価値をゼロとするように金利条件を調整する必要があります。

(2) 現在の正味オープン・リスク・ポジションに関する追加的な検討

IASBは、将来取引がCNOPに適格となる要件として、その発生可能性は非常に高い必要があると暫定的に決定していました。当該適格要件について追加的に検討し、既存の金融資産の再投資又は金融負債の再調達のような将来取引を前提として、次の事項を暫定的に決定しました。

- ・実勢市場金利での既存の金融資産の再投資又は金融負債の再調達である将来取引は、(非常に高い場合という発生可能性の閾値に基づくのではなく)発生が見込まれる場合にCNOPに含める。
- ・他の将来取引は、CNOPに含めるためには、その発生可能性が非常に高い必要がある。

6. 2023年5月開催のIASB会議

IASBは、これまでに審議したDRMモデルについて、その指定や適用方法を示すことを意図した設例を用いて議論しました。この点について暫定的な決定は行われませんでした。当該設例には、次の①から⑥のシナリオについて、前提条件やCNOP、DD、RMI、BDの数値及び関連する仕訳が示されています。

- ・単純なシナリオ(名目額が一致した単一の金融資産と金融負債から構成されるCNOPを前提)
 - ①リスクを完全に軽減した場合($RMI = CNOP$)
 - ②2期目にリスクを部分的に軽減した場合($RMI < CNOP$)
 - ③2期目に金融資産の期限前償還による予想外の変動が生じた場合
- ・複雑なシナリオ(複数の金融資産と金融負債から構成されるCNOPを前提)

- ④金融資産と金融負債の名目額が一致し、リスクを完全に軽減した場合 (RMI=CNOP)
- ⑤金融資産と金融負債の名目額が一致せず、リスクを完全に軽減した場合 (RMI=CNOP)
- ⑥金融資産と金融負債の名目額が一致せず、リスクを部分的に軽減した場合 (RMI<CNOP)

7. 2023年7月開催のIASB会議

(1) 現在の正味オープン・リスク・ポジションにおけるヘッジ対象エクスポージャー

IASBは、IFRS第9号に基づきヘッジ関係としてすでに指定されている項目をCNOPに含めることや異なる通貨の金融資産・負債を同一のDRMモデルのCNOPに含めることの適格性について議論し、次の事項を暫定的に決定しました。

- ・異なる通貨の金融資産・負債を別々のDRMモデルのCNOPに配分することを要求する。
- ・企業のリスク管理戦略と整合的である場合には、ヘッジ対象エクスポージャーをCNOPに含めることを認める。なお、ヘッジ対象エクスポージャーとは、IFRS第9号に基づきヘッジ関係として指定されているヘッジ対象とヘッジ手段の組合せを指す。

(2) 指定デリバティブ

IASBは、金利オプションなどの非線形のデリバティブ及び当初指定時の公正価値がゼロでない市場外のデリバティブに対するDDの適格性について議論し、次の事項を暫定的に決定しました。

- ・正味で売建オプションとなる場合を除き、非線形のデリバティブは、企業のリスク管理戦略と整合的に使用される場合に、DDに適格となる。
- ・市場外のデリバティブは、企業のリスク管理戦略と整合的に使用される場合に、DDに適格となる。ただし、DRM調整を測定する際には、当該デリバティブについて当初指定日以後に生じる公正価値変動額のみを考慮する。

8. 今後の動向

IASBは、次の識別されたトピックなどについて引き続き審議する予定であり、2025年に公開草案を公表することを目標としています。

- ・将来に向かっての評価におけるCNOPの公正価値の算定原則
- ・DRMモデルを中止する状況
- ・DRM調整に関する表示要求事項
- ・DRMモデルに関する開示要求事項
- ・DRMモデル適用時における経過措置